

新しい支援制度のお知らせ

「中小企業等経営強化法」 が改正されました

① 経営力向上計画・経営革新計画の支援対象の変更

業種	改正前 (資本金額、従業員数)	改正後 (従業員数)
製造業等	3億円以下 or 300人以下	500人以下
卸売業	1億円以下 or 100人以下	400人以下
サービス業	5,000万円以下 or 100人以下	300人以下
小売業	5,000万円以下 or 50人以下	300人以下

ポイント

- ① 資本金基準を撤廃
- ② 従業員数を引き上げ

② M&Aに関する新しい税制の創設

- 経営力向上計画に基づいてM&Aを実施した場合に、以下3つの措置が活用できます。
 1. 設備投資減税（中小企業経営強化税制）
 2. 雇用確保を促す税制（所得拡大促進税制）
 3. 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

③ 中堅企業への支援の拡大

- 中堅企業が中小企業と連携事業継続力強化計画を実施するにあたり、自然災害等の発生による危機時に限り、以下2つの措置が活用できます。
 1. 日本政策金融公庫による低利融資
 2. 中小企業信用保険法の特例（上限：2.8億円）

各種制度の詳細はこちら

- 経営力向上計画・M&Aに関する新しい税制の創設（①・②関連）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

経営強化法



- 経営革新計画（①関連）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html>

経営革新支援




- 事業継続力強化計画（③関連）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

事業継続力強化計画



経営力向上計画申請プラットフォームで 電子申請が可能になります！！



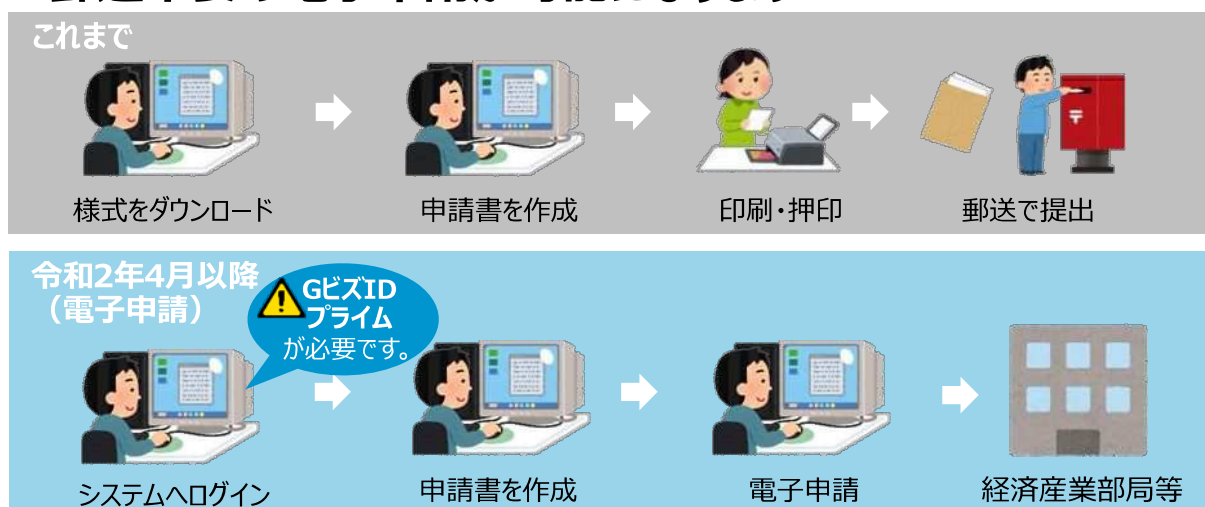
現在、郵送でご提出いただいている「経営力向上計画に係る認定申請書は、令和2年4月より **経営力向上計画申請プラットフォーム※** から **電子申請*** できるようになります。プラットフォームのログインには  **GビズID** が必要ですので事前の取得をお願いします。
※「経営力向上計画 プラットフォーム」で検索

経営力向上計画 プラットフォーム 

- * 電子申請ができるものは、経済産業部局や一部省庁（国土交通省、農林水産省、厚生労働省、環境省及び文部科学省）宛ての申請に限られます。
- * 電子申請ができない場合、申請方法は郵送等になりますが、基本的に経営力向上計画申請プラットフォームで申請書を作成し、PDF出力することができます。
⇒ 申請書の作成データがシステムに保存されるため、今後変更申請書を作成する際に活用できます。

経済産業部局宛てのみの申請は、**令和4年4月より完全電子化**に移行予定です。

✓ 郵送不要の電子申請が可能になります



✓ GビズIDの取得の流れ



裏面で**経営力向上計画の申請**について詳しくご説明します。



「経営力向上計画」について：

経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出いただき、認定されると、中小企業経営強化税制（即時償却等）や各種金融支援等が受けられます。

電子申請のメリット

- 申請書作成にあたり、記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です。
- 申請書の郵送費用が不要になります。
- 審査の進捗状況が確認できます。

※以下は経済産業部局のみに提出する電子申請の場合

- 標準処理期間が21日（紙の申請書を提出する場合は30日）に短縮されます。
- 認定書は郵送されず、システムからダウンロードすることが可能です。

✓ 電子申請方法

1. **経営力向上計画申請プラットフォーム** (<https://koujoukeikaku.force.com/>) で、「gBizIDでログイン」をクリックし、事前取得したGビズIDプライムのアカウントIDとパスワードを入力して、ログインします。
2. 「事業者メニュー」画面で会社情報の登録をします。
3. 「事業者メニュー」画面の「経営力向上計画に係る認定申請書」の作成ボタンをクリックすると、入力フォームに沿って申請書を作成することができます。
4. 全ての申請項目を入力し終わると、①電子申請可能な場合：「申請」ボタンをクリックしてください。②電子申請ができない場合：PDF出力ができますので、まず「登録」ボタンをクリック、次に「PDF出力」ボタンをクリックし、ダウンロードした申請書を担当省庁に提出してください。



詳しい申請方法は、**経営力向上計画申請プラットフォーム** のサイト内に掲載されている操作説明書や動画※をご参照ください。

※YouTubeより「経営力向上計画電子申請 meti」で検索

経営力向上計画電子申請 meti



【お問合せ】経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課
「経営力向上計画相談窓口」 03-3501-1957

・受付時間：平日 9:30-12:00, 13:00-17:00